港区高齢者民間賃貸住宅入居支援事業

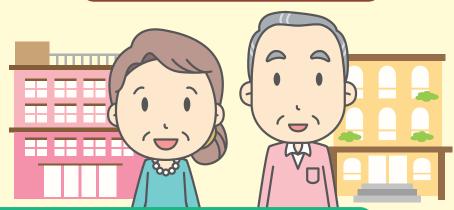
高齢者にお部屋を 貸している 家主さん向け

# 家主あんしんサポート保険

(令和6年4月1日から開始)

単身高齢者世帯等が入居する住宅を対象に、賃貸戸室内に おける死亡事故による家主のみなさんの損害を補償します。

## (保険料は港区が負担します。)



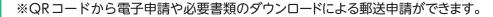
# 保険登録することができる民間賃貸住宅

- (1)所在地が区内であること
- (2)入居者(賃借人)が65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯であること
- (3)保険登録時の家賃が20万円以下であること

### 保険への登録方法

以下の必要書類を提出して下さい。

- ●家主あんしんサポート保険登録申請書
- ●誓約書
- ●入居者との賃貸借契約書の写し
- (賃貸借契約書で年齢が確認できない場合) 入居者 全員の年齢が確認できる書類の写し





### お問合せ・提出先

港区 保健福祉支援部 高齢者支援課 在宅支援係 〒105-8511 港区芝公園 1-5-25 電話 03-3578-2400

### 補償内容など保険の内容に関するお問合せ先

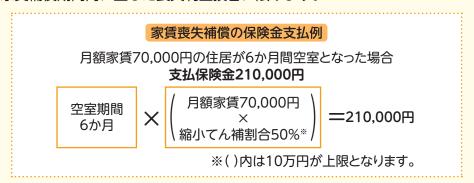
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代理店 有限会社プリベント 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-22-8 内外ビル4階 電話 050-1720-1549

# 補償内容

- ①家賃損失による損害(月額家賃×50%)(ただし、1か月あたり10万円が上限) 家主が所有する賃貸戸室の空室期間の発生により、家賃補償期間内に生じた家賃収入の損失を被る 喪失利益損害。
- ②家賃減少損失による損害

((月額家賃 - 値引後家賃) ×50%) (ただし、1か月あたり10万円が上限)

家主が値引期間の発生により、家賃収入を減少することによって被る喪失利益損害。 ただし、家賃補償期間内に生じた喪失利益損害に限ります。



※①②の家賃補償期間は賃貸借契約終了の日から12か月

- ③原状回復費用(ただし、1事故あたり100万円が上限) 家主が復旧期間中に原状回復費用の支出を余儀なくされることによって被る費用損害
- ④事故対応費用(ただし、1事故あたり10万円が上限) 家主が復旧期間中に事故対応費用の支出を余儀なくされることによって被る費用損害
- ⑤事故再発防止費用(ただし、1事故あたり10万円が上限) 家主が復旧期間中に事故再発防止費用を負担することによって被る費用損害

# 補償事由

### 賃貸住宅内で発生した自殺(注1)、犯罪死(注1)または孤独死(注2)

- (注1) 死に至る直接の原因が賃貸住宅内で発生し、その死亡が賃貸住宅外で発見または確認された場合を含む。
- (注2) その孤独死を直接の原因として賃貸住宅に物的損害が発生した場合に限る。

# 保険金請求手続の流れ



### ※保険請求時の注意事項

事故時には一度、家主による費用の立替が必要となります。原状回復等にかかった費用から敷金等を差し引いた額が保険金額となります。上記費用の立替は事故発見日から180日以内にご負担頂けなければ支払対象外となります。